



公益社団法人三次市シルバー人材センター

安全就業だより

第31号平成26年5月 安全適正就業委員会

平成25年度に当センターにおきまして、傷害事故4件、物損事故3件、車両等による物損事故6件発生し、**異常事態**にあると言わざるを得ません。一部の会員には度重なる指導にも**未だにヘルメットを着装しないなどの実態**が散見されます。

このような状態が続けばやがて大きな災害が発生し、シルバー人材センター事業の根幹を揺るがす非常に大きな問題となります。

つきましては、当センターの会員・役職員が一丸となり、組織を挙げて事故撲滅に向けた実りのある取り組みを実施すべく、特段のご配慮をお願い致します。

重大なお知らせ

いい意味での、緊張感、モチベーション(やる気)を保っていただくため、シルバー保険(傷害・賠償)、自動車任意保険を適用した事故を発生させてしまった当事者の本人に、安全・適正就業委員会及び事業部会等の会議に出席のうえ**直接事故報告**を行っていただきます。

報告内容

1. 事故発生の顛末
2. 事故発生の原因 (1)設備面 「不安全な状態」
(2)作業員 「不安全な行動」
3. 再発防止対策 (1)設備面 「不安全な状態の改善策」
(2)作業員 「不安全な行動の改善策」



※ つぎのような内容につきましては、「**就業停止**」などの厳しい措置を取らざるを得なくなりますので十分注意して油断しないようお願いします。

1. 草刈り作業で飛散防止対策を講じずガラスや車両を破損させる。(毎年繰り返されています。)
2. ヘルメットを着装(常識)せず事故を起こしケガをされた方。
3. 前述の会議席上で事故報告を頑なに拒否される方。
4. 我が事故を起こしておきながら、反省の弁もなく事務局を批難される方。

輝け第7回 「事故撲滅キャンペーン」

目的 : 就業中や就業現場往復途上において、「事故撲滅」を目標に掲げ、安全就業意識連帯意識の高揚、会員相互の安全確認等により事故防止・安全就業を推進することを目的とする。

チャレンジ期間 : 平成26年6月1日 ~ 12月27日

運動内容 : 期間中に、就業中及び就業現場往復途上において、傷害事故・物損事故が発生しなかった「地区」を対象に、ささやかな粗品を進呈します。
事故が発生した場合、その地区全員の会員さんが、粗品を受け取ることができなくなりますので、お互いに声を掛け合って無事故の栄冠を勝ち取りましょう。